

羽幌町告示第33号

入札公告

下記のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和 7年 5月 9日

羽幌町長 森



記

1 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎2階
羽幌町財務課税務係（電話 0164-68-7002）

2 入札に付する事項

- (1) 業務名 固定資産税標準宅地鑑定評価業務
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月2日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 羽幌町内一円
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 参加申込時点において、令和7・8年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿の、大分類12「調査・検査に関する業務」、中分類5「鑑定業務」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成25年羽幌町訓令第18号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
1に同じ

5 現場説明会
行わない。

6 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年 5月23日(金) 午後5時00分
(2) 提出場所 1に同じ。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和7年 5月28日(水) 午後1時30分 羽幌町役場第1会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

9 入札手続等

- (1) 入札保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則(昭和40年羽幌町規則第4号)第8条の規定に該当する場合は免除する。

- (2) 契約保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否 要する。

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

- (5) 予定価格 非公表

- (6) 最低制限価格の設定 無

- (7) 支払条件 後払いとする。

- (8) 詳細は入札説明書による。